

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1334号)

平成28年3月18日

横 情 審 答 申 第 1334号

平 成 28年 3 月 18日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年5月14日総人第142号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年度技能職員採用選考第一次選考実施結果、平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果、平成26年度新規採用判定書、新規採用身体検査票、腰痛健診個人票、総務局新規採用判定書及び重量物取扱介護健康診断結果報告書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が「平成26年度技能職員採用選考第一次選考実施結果、平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果、平成26年度新規採用判定書、新規採用身体検査票、腰痛健診個人票、総務局新規採用判定書及び重量物取扱介護健康診断結果報告書」の個人情報非開示とした決定について、平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果のうち面接委員1から面接委員3までの各欄の情報を除く部分は、開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年度技能職員採用選考第一次選考実施結果、平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果、平成26年度新規採用判定書、新規採用身体検査票、腰痛健診個人票、総務局新規採用判定書及び重量物取扱介護健康診断結果報告書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年2月17日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報には、技能職員採用選考に伴う採点方法などに関わる情報が含まれている。本件処分においては、各科目の配点内訳・得点を開示することにより、どの科目を重点的に勉強すれば合格点を得られやすいかを知ることによって受験技術の先行を招き、受験者の資質・適性等についての適正な評価が困難となること、特定の情報を得た者のみが受験上有利になる等、採用選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えたため、本号に該当するとして非開示とした。
- (2) 実施機関では、平成27年度の技能職員の採用選考実施の有無及び実施する場合の方法について、横浜市人事委員会事務局の方法を参考に、受験案内で配点及び身体

検査・体力テストの取扱い（点数化しない）について公表することや、簡易開示で、各科目の配点、得点及び順位に加え、身体検査・体力テストの基準を満たしていたか否かについて、記載することを検討している。

このような検討状況から、今回異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、これらの情報を開示したとしても、特定の受験者に有利な情報とはならず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、「平成26年度技能職員採用選考第一次選考実施結果」の全部及び「平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果」の各面接委員の評価を除く部分については、答申を受けた後、開示する。

また、身体検査・体力テストの取扱いについて、受験案内や簡易開示で公表することを検討しているため、本件処分において非開示としていた体力テストの記録並びに身体検査の各検査項目及び検査結果についても、開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、「平成26年度新規採用判定書」、「新規採用身体検査票」、「腰痛健診個人票」、「総務局新規採用判定書」及び「重量物取扱介護健康診断結果報告書」については、答申を受けた後、開示する。

- (3) 第二次選考で実施した面接の各面接委員の評価については、採用に関する判定に関わる部分であり、開示されることにより選考に関する本人の評価が明らかになることから、面接委員が誤解や摩擦が生じることを危惧するなどし、当たり障りのない評価、判断及び意見を記載することが懸念される。その結果、採用選考において正確な評価を行うことができず、選考に係る事務に関し、公正な判断を行うことができなくなるおそれがあり、ひいては人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示が妥当と考える。

したがって、「平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果」の各面接委員の評価については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本件処分を維持し、非開示とすることが妥当であると考えます。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、平成26年度技能職員採用選考における筆記試験の点数、面接試験の点数、体力テストの結果（点数）及び身体検査の結果（点数）を開示する

よう求める。

- (2) 申立人が技能職員採用試験における試験成績の個別開示を求めるのは、開示されることによって得られる自分の利益のためであるとともに、横浜市の技能職員採用試験の公平性を担保するために必要なことだと思うためである。

全体の点数だけの開示が行われても個別の開示がされなければ、各試験成績の不正な成績の調整がなされたとしても受験者は確かめようがなく、試験としての公平性に疑問を抱き、透明性を欠くものと感じる。

- (3) 横浜市の技能職員採用選考における体力テストと身体検査については、そもそものように評価されているのか、また点数化されているのかも、各試験の個別の成績開示がなされないため不明である。

もし、身体検査の結果が不採用の要因となっているのであれば、今後、申立人が横浜市技能職員採用試験を再受験しても採用される見込みはなく、採用される見込みのない採用試験に対する努力に費やす時間が無駄になり、それは申立人の人生において大きな不利益になる。

- (4) 申立人が開示を求めているのは、筆記試験、面接試験、体力テスト、身体検査の各試験の採点基準ではなく、単に自分の成績結果であるため、特定者に有利な情報には当たらないと考える。

また、各試験の個別の成績開示を行うことは公務員試験一般において決して特別なことではない。技能職採用試験を除く横浜市の実施する各職種の採用試験においては各試験の個別の成績開示が実施され、各試験の配点まで採用ホームページ上において公開されているにもかかわらず、技能職試験においてのみ、個別の成績開示ができない妥当な事情はないと考える。

個人情報非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由には、「・・・公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されているが、このおそれには、どのような法的保護に値する蓋然性が存在するのか明らかにしてもらいたい。

- (5) 本件異議申立ての後日、申立人は実施機関から他の採用試験と同程度の個別の成績・結果の開示を行うこととする旨の連絡を受けた。本件処分はそれなりに重みのある決定であつたらうにもかかわらず、なぜ横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問が行われる前の段階で覆すことが可能であるのか理解できない。

申立人は、非開示とされた本件処分を重く受け止めており、それが条例にのっとった適切な決定であったのかどうか、審査会で調査・審議がなされることを望んでいる。その上で、実施機関が本件請求に対し非開示とした事実と、本件異議申立ての結果、本件個人情報を実際に開示されたということが、答申という形でインターネット上に公表されることを望む。

- (6) 審査会からの答申後、個人情報非開示理由説明書のとおり、第二次選考における面接試験の得点に還元される以前の各面接委員の評価以外は全て開示されるということであれば、申立人の請求は全て認められたものと考えており、申立人は非開示となる各面接委員の評価については開示を求めない。

## 5 審査会の判断

### (1) 技能職員の採用選考に係る事務について

横浜市では、ごみ・資源物・し尿の収集、運搬、水再生センター、ポンプ場等における沈砂池・沈殿池・場内全般の清掃等に従事する職員を採用するため、横浜市技能職員の採用選考を総務局人事部人事課において実施している。

採用選考に当たっては、第一次選考で一般教養（択一式）及び作文、第二次選考で体力テスト、面接及び身体検査を実施している。第一次選考では一般教養（択一式）及び作文の合計点で合否を判断し、第二次選考では3人の面接委員による面接の合計得点並びに体力テスト及び身体検査が一定の基準に達していることにより、合否を判断している。また、第一次選考不合格者及び第二次選考不合格者は、順位及び総合得点並びに合格点及び満点について、条例第32条の規定により口頭の請求により簡易開示を受けることができる。

### (2) 本件個人情報について

平成26年度技能職員採用選考第一次選考実施結果は、当該採用選考受験者の第一次選考の実施結果をまとめた表であり、受験番号、氏名、教養（得点）、作文（得点）、一次合計点、一次順位及び一次合否の各欄で構成されている。

平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果は、当該採用選考受験者の第二次選考の実施結果をまとめた表であり、選考区分、受験番号、性別、氏名、面接委員1、面接委員2、面接委員3、面接得点、面接順位、身体検査合否、体力テスト合否及び最終合否の各欄で構成されている。また、面接委員1から面接委員3までの各欄には、3人の面接委員それぞれの受験者への評価が記載されている。

平成26年度新規採用判定書は、第二次選考として実施された体力テスト及び身体

検査の結果を受験者ごとにまとめた表である。

新規採用身体検査票は、第二次選考として実施された身体検査に係る検査結果の個人票である。

腰痛健診個人票は、第二次選考として実施された身体検査のうち腰痛健診に係る検査結果の個人票である。

総務局新規採用判定書は、第二次選考として実施された身体検査の結果を受験者ごとにまとめた表である。

重量物取扱介護健康診断結果報告書は、第二次選考として実施された身体検査の受験者ごとの結果について、身体検査を実施した医療機関から横浜市へ報告された表であり、氏名、性別、年齢、頸部腰部X線所見等の各欄で構成されている。

### (3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・エ人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は当初、本件個人情報は本号に該当するため非開示としていたが、個人情報非開示理由説明書において、平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果の面接委員1から面接委員3までの各欄の情報を除く部分については、特定の受験者に有利な情報とはならず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから本号に該当せず、答申を受けた後、開示する旨、説明している。

一方、申立人は、審査会からの答申後、個人情報非開示理由説明書のとおり開示されるということであれば、申立人の請求は全て認められたものと考えており、非開示となる各面接委員の評価についてはまでは開示を求めないと主張していることから、実施機関がなお非開示とするとした部分について争いはない。

ウ 当審査会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報のうち平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果の面接委員1から面接委員3までの各欄の情報を除く部分は、開示したとしても公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないことから、条例第22条第7号には該当しない。

### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するため非開

示とした決定について、本件個人情報のうち平成26年度技能職員採用選考第二次選考実施結果の面接委員1から面接委員3までの各欄の情報を除く部分は、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年5月14日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年5月21日 (第184回第三部会) 平成27年5月22日 (第271回第二部会) 平成27年5月28日 (第269回第一部会)	・諮問の報告
平成27年6月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議